

戦前日本における家計調査の特質

齋藤邦明

はじめに

1. 30年代調査の背景と意図
2. 30年代調査の実施過程 東京市の事例
3. 30年代調査の結果

おわりに

はじめに

本稿の課題は、戦前日本の家計調査について、1930年代に内閣統計局が実施した家計調査を対象として¹⁾、調査の背景と意図、東京市における調査実施過程、調査結果を検討し、その典型調査としての意義と限界を明らかにすることである。

周知のように日本の社会・経済調査で標本調査を行う際に、その標本が代表性をもつように選出する無作為抽出法が用いられるようになるのは戦後からであり、戦前日本においては調査主体がその目的にそって会社や工場、村落などの組織を利用した応募や推薦を行い、調査対象者を任意に選定する、有意抽出法が採られていた。この戦前の家計調査に関して、次の定義が参考になる。すなわち、「(1953年以降実施された総理府統計局「家計調査」と戦前の内閣統計局「家計調査」の引用者)主たる差異は、後者が米穀法にもとずく家計米価算出のための基礎資料をうることを直接の目的とし、特定の所得をもつ勤労者世帯の家計内容を明らかにするために、標準的な世帯構成をもつ勤労者世帯を対象として、応募者によって行われた典型調査²⁾だという。しかしながら、こうした戦前日本の家計調査の性格を踏まえた統計利用は、それほど多くない³⁾。また、1930年代の家計調査(以下、30年代調査とする)を「典型調査」と定義するには、未だ十分な資料的検討が行われておらず、先験的な定義であるといえる。

1) 1940年代の戦時統制経済下においても家計調査は実施されていたが、その調査結果について公表されているのはごく一部である。内閣統計局編『戦時下家計調査結果表 給料生活者及労働者：抜粋』内閣統計局、1944年(1941年10月分、結果表)。本稿では、1931年から1941年まで内閣統計局によって実施された家計調査を対象とする。

2) 日本統計研究所(1959)、65頁。

3) 例えば谷沢(2009)、第2章は1920年代に実施された家計調査を詳細に検討している。

もちろん、日本の家計調査に関する歴史研究には一定の蓄積があり、中でも包括的な検討を行った研究として多田吉三（以下、敬称略）が挙げられる。多田（1989）は第一次世界大戦後の「家計調査」狂時代を経て、1926～27年に実施された家計調査（以下、26年度調査）を重視し、対象世帯数の多さ（約7千）や調査対象者の広さ⁴⁾を特筆すべき点として挙げ、この調査の成功を強調している⁵⁾。そして、その後実施されるようになった30年代調査を26年度調査の延長線上に位置づけている。このような評価は、同時代に日本の家計調査史を論じた権田（1933）の、30年代調査は26年度調査を「其の儘に踏襲したもの」⁶⁾という指摘と同じ見地に立っているといえる。30年代調査を実施するに際して、26年度調査の経験が統計制度や調査技術において参考にされたことは事実であり、この点で権田や多田の指摘は正鵠を得ている。しかしながら、一方で権田や多田は26年度調査と30年代調査の差異に対してはほとんど関心を払っていない。前者から後者へは、調査対象を給料生活者世帯と労働者世帯に限定しただけではなく、前者にはなかった調査対象世帯に対する条件が設けられるようになったのであり、それが後者の調査結果に無視しえぬ影響を与えることになった。そこで本稿の目的は、両者の差異がいかなる歴史過程と調査過程を経て生じたのかを実証的に検討することにある。

続いて、30年代調査を利用した研究をみてみると、その特性を十分に踏まえずに利用するか、データの偏向性を強調する、というのが現状である⁷⁾。そうした中で30年代調査に対し、鋭い批判をくわえたのは篠原三代平であった。篠原（1967）は、30年代調査が対象とした所得階層（上限）を26年度調査の月収200円以上層から月収100円以上層へと限定した点を「致命的欠陥」とし、調査結果として得られたデータに対しても「レベルそのものもまた過少の危険」としている⁸⁾。篠原は国民経済計算手法によって個人消費支出の長期推計を行うことに主眼があったため、30年代調査が戦前日本における家計消費をマクロレベルで把握するための基礎的資料として利用できるか否かということに関心があった。ただし、篠原は30年代調査に対する批判を展開しつつも、個人消費支出の推計値の妥当性を検討する際に、30年代調査を利用して判断している⁹⁾。また、篠原の批判はデータに対してのみであり、したがって統計資料的性格を十

4) 給料生活者、労働者（工場・鉱山・交通）、農業者が対象である（多田1989, 214-218頁）。

5) 多田（1989）は30年代調査が米穀（統制）法運用の基礎資料として作成された背景に触れながら、「家計米価の基礎資料としてよりも、次第に『家計調査本来の性質』であるところの『一般的目的』からみて必要な資料として重視されるとともに、これに応える動きをし」（267頁）たと評価している。

6) 権田（1933）, 106頁。

7) 30年代調査を利用した研究として、戦前のものとしては家本（1941）が挙げられる。また、戦後間もなく一橋大学の山田（1949）や篠原（1958）らによって、ケインズ型消費関数の実証研究として利用されている。その他、都市下層を研究対象とした中川（1985）、同（2000）、近年では谷沢（2004）、二谷（2011）、末富（2012）などが挙げられる。

8) 篠原（1967）, 245-248頁。

9) 篠原は個人消費支出の推計値（1人当たりに換算）について、次の2点を確認している。第1に、推計値は30年代調査と「農家経済調査」の「中間にあり、1人当たり消費『総額』ではわれわれの結

分に検討したものではなかった。30年代調査の資料的価値を客観的に把握するためには、この資料の成立過程から結果に至るまで批判的に検討する必要がある。

本稿では分析手法として、統計資料論的アプローチをとる。これは政策立案者や統計実務担当者（の政策意図）、法制度、統計資料の成立過程を検討することで資料的特質を明らかにする方法である。他の調査を対象としたものであるが加瀬和俊¹⁰⁾、佐藤正広¹¹⁾の研究が挙げられる。以上、本稿は統計資料論的アプローチによって、30年代調査の批判的検討を試みるものである。

1. 30年代調査の背景と意図

(1) 30年代調査の実施背景

26年度調査が「労働問題その他社会問題解決のため」の基本資料を得るための家計調査として実施されたのに対し、30年代調査は米穀法の運用と改正に際して¹²⁾、「家計米価」¹³⁾を算出するための家計調査として実施された。このように目的は異なるものの、内閣統計局が調査を主管した点は共通している。

1930年代に家計を経年的に調査する必要があった背景には、米穀法の運用方法があった。すなわち、米穀法で政府による米の買上・売却の発動基準は「最高米価」・「最低米価」によるとされていた。「最高米価」・「最低米価」はそれぞれ「率勢米価」¹⁴⁾の上下20%を基準にし、さらに「最高米価」は家計調査から得られる家計費を参考に算出した「家計米価」を考慮すること、一方の「最低米価」は農家における米穀生産費を考慮して、決定するとされていた。これらを算出し、「最高米価」以上になった場合は政府所有米を売却して米価高騰を抑制し、「最低米価」

果は既存の家計調査と一応斉合的」であるという（篠原 1967, 28頁）。第2に、1937年以降は、篠原推計が「家計調査」の額を超えてしまうが、戦時期の「家計調査」データは過小評価であるとし、「1932～1940年間に農家消費が2.39倍にふえているのに、勤労者家計の消費はなんと25.7%しかふえていない。世の中にこんな馬鹿げたことが起こるはずがないから、勤労者の『家計調査』にもとづくわれわれの推計への批判は起こりうべくもなからう」（同上, 28 29頁）という。戦時体制下において食糧不足が明確化すると、食料需要の急激な高まりによって農家経済は一挙に好転することになった（加瀬 1995, 拙稿 2012を参照）。その一方で戦時経済の展開と食糧不足によって生じたインフレーションの下で都市住民は生活困難を抱えるようになった（安藤 1944）。家計調査と農家経済調査のデータの乖離は、このような歴史の実態を反映しているのであり、調査データがもつバイアスではない。

10) 加瀬 (1997a), 同 (1997b)。

11) 佐藤 (2002), 同 (2015)。

12) 米穀法の制定・運用過程に関しては、大豆生田 (1993), 第4章, 第5章を参照。

13) 「家計米価」とは、「消費者の立場から算出された米価の上限価格」のことである（大豆生田 1993, 278頁）。

14) 「率勢米価」とは、「一般物価の趨勢を基準とした米価の趨勢値」のことである（大豆生田 1993, 278頁）。すなわち、「率勢米価」 = 「米価の物価指数 ÷ 一般物価指数」。

以下になった場合は政府買上を実行して米価下落を防止することで、米価の調節を行う仕組みとなっていた。以上を背景として、家計調査が再び実施される運びとなったのである。

その際、本稿のはじめにおいて言及したが、30年代調査では調査対象世帯の所得階層を26年度調査よりも限定して行うことになった。そのことについて、荷見安（当時・農林省米穀課長）は、「月収最低50円以上最高100円未満の階級をとることとしたのは、調査開始当時において商工省の労賃調査によれば最低1日1円30銭位であり、1ヵ月約40円の収入なるも、かかる世帯にては家族の労働により月収50円程度となるものであるから、これを最低とし、月収80円位迄を米穀統制法の対象とするを適当と認められたることによる¹⁵⁾」として、50円以上～80円未満層を米穀法（1933年より米穀統制法）の対象階層と想定し、月収80円～100円以上層は参考値として調査対象に組み込まれたのである。なお、実際の調査では月収50円未満層（実数40円前後）から100円以上層（120円前後）までが調査された。

(2) 調査制度の意図

30年代調査は26年度調査を参考にしつつ、米穀統制という政策目的のために、経年的に実施されることになった。調査実行の素案は、内閣統計局からの諮問により、農林省と米穀調査会が中心となって検討し¹⁶⁾、中央統計委員会で審議された。調査制度の最終調整は関係省庁の官僚と政治家、学者を交えた協議会において行われた。協議会の開催目的は、米穀法運用の基礎資料となる「米穀生産費調査」および「家計費調査」の実行案の検討にあった。ここでは、1931年1月13日・14日に開催された『協議会記録』¹⁷⁾を検討し、制度設計者たちの意図をみていく。以下、出席者の特徴、制度設計者の意図、質疑という流れで内容を検討していく。

はじめに、協議会における主な出席者とその特徴を確認する（表1）。第1に、農林省の出席者が22名と最も多くなっている。第2に、学者は農業・農村経済（あるいは農政学）を専門とする者が大半を占め（東京帝大の4名、京都帝大・橋本、北海道帝大・高岡、九州帝大・木村）、家計研究にも携わっていた財政学者の汐見¹⁸⁾は欠席であった¹⁹⁾。第3に、農林省以外の省庁からは、内閣統計局長など4名が招集されていた（内閣統計局長・長谷川は欠席）。政治家においても、前田利定は農商務大臣を経験した人物で、上山満之進も元農商務省官僚であった。その他、田昌^{でんあきら}は大蔵官僚、西村・東郷・八並^{やつなみ}は職業政治家である。以上のように、協議

15) 荷見（1937）、93頁。

16) 大豆生田（1993）、271-273頁。

17) 農林省農務局『秘 米穀生産費及家計費調査二開スル協議会記録』、1931年1月13・14日。本稿では東京大学経済学図書館所蔵のものを利用した。以下、『協議会記録』と略す。

18) 汐見による家計調査とその研究としては、汐見（1920）、同（1921）が挙げられる。

19) 汐見が協議会を欠席した理由は、1929年に実施した南満州鉄道で働く日本人に対する家計費調査と、1930年に実施した現地人に対する家計費調査の取りまとめの仕上げを行うために、満鉄の職員と会見するためであったという（『協議会記録』、254頁）。

表1 協議会における主な出席者（*は欠席者）

農林省（22名）	農林省以外の省庁（4名）
町田忠治（農林大臣）、松村真一郎（次官）、 松村謙三（秘書官）、石黒忠篤（農務局長）、 荷見安（米穀課長）、 ほか17名 ²⁰⁾	*長谷川起夫（内閣統計局長）、 吉田茂（社会局長官）、 小川郷太郎（大蔵政務次官）、 *小坂順造（拓務政務次官）
学者（10名）	政治家（6名）
佐藤寛次（東京帝大）、矢作栄蔵（同）、 那須皓（同）、*土方茂美（同）、 橋本伝左衛門（京都帝大）、*汐見三郎（同）、 木村修三（九州帝大）、高岡熊雄（北海道帝大）、 上田貞次郎（東京商科大）、 河田嗣郎（大阪商科大学長）	*前田利定（貴族院）、 上山満之進（貴族院）、 田昌（衆議院）、 西村丹治郎（同）、 東郷実（同）、 八並武治（同）

（出典）農林省農務局『秘 米穀生産費及家計費調査二開スル協議会記録』、「出席者」より作成。

会は農林省ないし農業分野の学者・政治家を中心として構成されていたために、その議論は必然的に農家を対象とした「米穀生産費」の調査実施案の検討に集中していった（議事録は280頁あるが、そのうち「家計費調査」についての議論は50頁程度）。したがって、協議会では家計調査に関する議論は僅かではあるが、制度設計者の意図の一端に迫れる貴重な記録である。

次に、制度設計者の家計調査に対する認識がどのようなものであったか。これについては、農林省の石黒が次のように説明している。

「大正15年9月から昭和2年8月までに内閣統計局に於て行はれました家計費調査と云ふものがある……有力な調査と我々は考へて居るのであります、私共は此の調査に基き、米穀法に基づく米穀の売渡基準の最高価格決定の基礎となるべき家計費の調査を行いたい……従つて一般の家計費調査とは多少趣きを異にして居る点がないではないのであります、即ち米価と云ふことを非常に重きを置いて考へて居りますが故に、米に付きまして白米を主食とする世帯と云うやうなこと、或は外国米を其の家では使って居らぬと云ふやうな所を成べく選びたいと云うやうな点が多少特殊の色彩を帯びて居る……一定の階級の人達が最高米価として耐へ得る米価は凡そどの位であるかと云う価格を算出致そうと云ふ訳であります」（『協議会記録』、30-31頁。以下、同史料からは頁のみ示す。「……」は本文省略部分。なお原文はカナ）。

石黒は、30年代調査が26年度調査を踏まえながら、米価に重点があることが一般の家計調査と「趣きを異にして居る」ことを前提とし、調査の目的を説明している。また、「家計費調査

20) 農林省からの他の参加者は、文書課長・経理課長などの課長が4名、技師が10名、統計官1名、米穀課事務官1名、東京米穀事務所長が参加した。

に關しまして米穀調査会に於て問題となりました点を申し上げますならば、調査項目及方法に關しまして別段御意見はなかつた²¹⁾ (33頁) と述べている。

以上の石黒の説明を踏まえて、協議会では質疑応答が行われている。たとえば、木村(九州帝大)は、この調査は「若し米価が高くなつた場合にどの位他の家計費に喰込み得るかと言うこと」を対象としているようなので、「一つ喰込むとしての問題は、一番問題になるのは副食物の費用かと思ひます」とし、「出来れば喰込むとするならば、国民衛生の立場から副食物費だけに付ては金額ばかりではなく、物と量とを調べることが出来ないでせうか」(275頁)として、家計消費を金額だけではなく、その物量も調査する必要性を提起している。またそれに續けて、麵類などの白米よりカロリーが高いものに関しては栄養価も調査すべきではと質問している。木村の念頭にあつたのは、26年度調査時に家計調査と合わせて実施された栄養調査²²⁾の経験であらう。木村の質問については、吉田(社会局)が「産育会と云ふもので栄養調査を致しました」と、過去の調査に言及しているが、副食物の物量調査についてはコメントがなされなかつた。

次に上田(東京商科大)は、「私が持つた疑問は……賃金の変動のことであります、賃金の方を見ないで之を拵えると云ふことはどうも其所に欠点があるやうにどうしても思はれる」(290頁)と述べた。これに対しては、荷見が「此(月収 引用者)50円と云うのは確定ではございませぬので、又賃金の模様あたりで上りますれば、50円のを60円にしたり70円にしたり階級を調べて行かなければいけないぢやないか、斯う云ふ風に考へて居ります……是で5年なり6年なりやつて見まして」(291 292頁)と回答しているが、調査結果からいへば、月収50円未満層から100円以上層を対象とした所得階層区分は最後まで変更されなかつた。

その他にも、いくつか質問が出されたが²³⁾、大きな争点となることなく、議論は終了した。そして1931年4月28日、中央統計委員会の第24回会議において「諮問第18号 家計調査ノ施行ニ關スル件」が原案可決されたのである²⁴⁾。

21) 石黒は別のところで、「生産費及家計費」に関しては、数年前から「内々調査」を実施していたこと、土方茂美と汐見に相談していたと述べている(『協議会記録』, 253 254頁)。

22) 栄養調査に関しては、1931年に『家計調査報告 栄養に関する統計表』が公表されている。大島(2015)はこの調査を利用して、給料生活者・労働者・農業者といった職業別の、食物の種類別摂取量・栄養素別摂取量・摂取カロリーについて検討している。

23) 例として、調査対象都市に関する議論が挙げられる。戦前日本の大都市といへば、東京・大阪・京都・名古屋・横浜・神戸の「六大都市」であつたが、協議会時の議案では横浜と神戸が調査対象外となつていた。この点について、除外された理由が問われたが、回答は「横浜は東京に近い、神戸は大阪に近い」(『協議会記録』, 295頁)というものであり、地理的接近性だけで同質的な都市とみなしていたようである。その後、京都も「近畿代表としては大阪市のみ」(総務省1984, 277頁)として、除外された。

24) 総理府統計局(1973), 203頁。なお、中央統計委員会における質疑応答の様子、予想質問と其の答案は、総理府統計局(1984), 277 283頁に収録されている。

資料1 家計調査対象世帯に対する条件²⁵⁾

(一) 家計簿記入者の範囲

家計簿記入者は給料生活者及労働者より募集し、各調査地域における応募世帯中、次の要件に適合するものに付、府県知事の推薦に基き内閣において選定した。

- (1) 給料生活者、工場労働者及交通労働者を世帯主とする調査地域内にある世帯
- (2) 平均50円以上100円未満の月収ある世帯
- (3) 世帯主の勤労所得を主たる収入とする世帯
- (4) 営業を有せざる世帯
- (5) 世帯員数は世帯主を合わせて二人乃至七人
- (6) 同居人なき世帯
- (7) 家事使用人なき世帯
- (8) 収入相応の賃借料を支払う借家または借間に居住する世帯
- (9) 白米（外国米を除く）を主食とする世帯
- (10) 収入相応の生活を営む世帯
- (11) 無償にて他より食糧その他の生活必需品の支給を受くる世帯に非ざること
- (12) 病者その他特に費用を要する家族なき世帯

(二) 家計簿記入者の世帯数及其の割合

家計簿記入の世帯は下記の事項を考慮に入れて之を選定した。

- (1) 月收入50円以上80円未満の世帯と80円以上100円未満の世帯とを凡そ3と2との割合にて選定すること。
- (2) 工場労働者に付ては成るべく各種産業に亘り且同一産業に偏せざる様に選定すること。
- (3) 交通労働者に付ては運輸業と通信業とに亘り選定すること。

(3) 調査対象世帯の条件

石黒の発言にも見られたように、30年代調査は26年度調査を踏まえて調査が設計されたが、その際、米に重点を置いた以外にも注目すべき変更点があった。それは調査対象世帯に対する条件である。30年代調査が対象とした世帯は、資料1に示した条件に適合する必要があった。以下、資料1に即して、26年度調査と30年代調査の差異を検討する。

26年度調査において既に存在していた世帯の募集条件は²⁶⁾、(一)のうち(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)であったが、30年代調査に比べてその条件は緩く設定されていた。すなわち、(2)の所得の範囲は月収200円以下としてのみ規定されていたこと（下限の設定はなし）、(3)の世帯主収入の占める割合は「半額以上」となっていたこと、(6)の同居人については「但し単なる貸間にして一家の生計を算出するに不便なき場合は此の限に在らず」という付帯条件があったこと、(7)については「成るべく僕碑を使用せざる世帯」となっており、使用人のいる世帯を必ずしも排除しないような条件となっていたことが、その相違点として指摘できる。

25) 調査条件については、内閣統計局編『家計調査報告』各年度版の巻頭に収録されている。なお、1939年度分（昭和14年9月至昭和15年8月）より、この要綱は掲げられていない。

26) 内閣統計局編『家計調査報告 大正15年9月至昭和2年8月 第1巻 記述の部』東京統計協会、1933年、「調査の要綱」。

30年代調査の条件を大まかに分類すると、(一)のうち(2)～(4)は所得に対する条件、(5)～(7)は世帯構成に対する条件、(8)～(12)は支出に対する条件であり、とくに(10)以下は家計の支出行動を制約する条件である。従来研究史では、30年代調査実施の契機が米穀統制にあったため、(9)の白米についてのみ着目されることが多かったが²⁷⁾、30年代調査を当時の家計実態を示す史料としてみたとき、他の条件にも考慮する必要がある。

30年代調査における募集世帯条件設定に関しては、米穀調査会、協議会以前に決定されていたようであり、内閣統計局および農林省内の政策立案過程で行われたものと考えられる。これに関連して、協議会の中で石黒が「世間の景気不景気によって直接に直にえらい変動がありますと云ふやうなことから致しまして、調査上甚だ不便である」(31頁)と述べていることから、30年代調査は毎年実施するために、便宜的に調査世帯を限定しようとした意図が見て取れる。また、その背景として、26年度調査と30年代調査の調査実施に関わる予算の差、前者から後者へ予算規模が大幅に縮小したことが挙げられる。まずは、名目額で確認する。30年代調査の第1回目にあたる1931年度の調査予算額は65千円であった²⁸⁾。ちなみに1930年に実施された国勢調査は4,006千円である²⁹⁾。26年度調査は261千円であるが、31年度調査はちょうど昭和恐慌期と重なり、近代日本においても物価下落が最も激しい状況であるため、直接的な比較はできない。そこで景気が比較的安定していた1934～36年を100とした物価でそれぞれ実質化すると³⁰⁾、26年度207千円、31年度70千円となる。つまり、30年代調査は26年度調査の3分の1の予算額で毎年実施することが要求されていた。

以上のことから、30年代調査は予算制約のもとで経年調査を実施するために、世帯の限定を行っていたといえるのである。

2. 30年代調査の実施過程 東京市の事例

それでは30年代調査の実施過程をみていこう。ここでは、まず調査がどのように実施されたのか、次に募集世帯の選別がどの程度徹底されていたのか、最後に調査実施は家計にどのような影響を与えたのか、について検討する。募集世帯の選別に関して、筆者はかつて住居費に関連した(8)について検討したことがある³¹⁾。本稿では、『東京市公報』および『警視庁東京

27) 例えば藪内(2009)は、(9)の条件について「本調査の性格がここに端的に示される」(243頁)と論じている。

28) 総理府統計局(1984), 288頁。

29) 総理府統計局(1983), 巻末119頁。

30) 大川・篠原・梅村(1967), 134頁。消費者物価指数は1926年125.6, 1931年92.4である。

31) 拙稿(2015), 120-121頁を参照。拙稿では大阪市による調査実施に関する報告書を利用した(大阪府社会部労働課編『大阪市第一次家計調査報告』社会部報告第165号, 1933年)。拙稿は加瀬(2015a)として公開し、東京大学社会科学研究所ホームページ内でPDFが公開されている。

府公報³²⁾に掲載された調査報告に基づいて、東京市を事例に検討する。

(1) 調査世帯の募集

30年代調査の第1回目となる1931年度の調査に即して、調査実施過程を見ていくこととしよう。まず世帯の募集は、1931年6月23日から同年7月5日まで、東京市統計課において家計簿記入者を募集すると公告された³³⁾。公報では調査の目的、調査の経緯(26年度調査にも言及)が説明されている。続けて、調査期間(9月1日から8月31日³⁴⁾、調査地域、調査客体(対象)、調査事項、調査方法が記され、調査方法の中に先に述べた募集世帯の条件が明記されていた。

30年代調査の調査地域は、「札幌市、仙台市、東京市及其の隣接町、金沢市、名古屋市、大阪市、広島市、徳島市、八幡市、長崎市」の10都市である。そのうち東京では、「東京市、荏原郡の内品川町・大崎町、豊多摩郡の内大久保町、戸塚町、淀橋町、千駄ヶ谷町、渋谷町、北豊島郡の内巣鴨町、瀧野川町、日暮里町、南千住町、高田町、西巣鴨町、南葛飾郡の内吾嬬町、寺島町、亀戸町、大島町、砂町³⁵⁾」が指定されている。

調査客体(対象)は、全国で2,000世帯、大別すると給料生活者700世帯、労働者1,300世帯となっており、それぞれ給料生活者世帯は官公吏、銀行会社員、教職員から募集するとあり(内訳は明示されず)、労働者世帯は工場労働者1,100世帯、交通労働者200世帯を募集した。給料生活者と労働者という区分は、当時の給与形態を踏まえたもので、前者が月給、後者が日給を主としていたことによる(中川1985, 第5章, 第11章, ゴードン2012, 第部)。そしてそのうち、東京市及隣接町では400世帯を募集し、東京市内250世帯、隣接町村150世帯を調査することとなっていた。東京市内の募集者における職業別の内訳は、後ほど募集状況の中で確認する。

調査事項は、「(1) 収入、(2) 支出、(3) 世帯員に関する事項³⁶⁾」であり、世帯員に関しては、「(イ) 世帯に於ける地位、(ロ) 男女の別、(ハ) 出生の年月日、(ニ) 配偶者の有無、(ホ) 職業」である。

32) 本稿では東京都公文書館所蔵のもの(電子データ)を使用した。以下、両史料に関して断りがない限り、所蔵先はすべて同所である。但し、資料2のみ国立国会図書館所蔵のもの。

33) 『東京市公報』1931年6月23日付。

34) 9月開始の年度となっているのは、26年度調査からである。谷沢(2009)によれば、「戦前の家計調査では、1ヶ月しか調査を実施しない場合は、年間の平均値に近似した11月を調査対象期間」(123頁)に決めていたという。30年代調査の調査実施期間は1年間だったので、その点において特定の月を選択する必要はなかったが、米穀年度(11月1日～翌10月31日)などを踏まえて、9月開始としたのではないかと推測される。

35) 『東京市公報』1931年6月23日付, 1141頁。

36) 収入、支出、世帯員の調査項目の詳細は、総理府統計局(1984)、「第5編 家計調査・物価調査」を参照。

調査方法は、毎月調査世帯に家計簿を配布し、収入支出を記入してもらい、世帯員については世帯票に記入し、その異動の有無について報告するようになっていた。なお、「家計簿の記入方法其の他の調査上必要な事項は内閣統計局より任命された家計調査員が時折調査世帯を訪問して補導する」ことになっていった。家計調査員については、1931年7月24日に東京府訓令第17号「家計調査施行手続」が出され³⁷⁾、東京府知事から市町村役場に対し、家計調査員内申³⁸⁾(施行手続第2条)、家計調査員離任報告(同第3条)、調査対象世帯情報³⁹⁾(同第5条～第7条)の報告様式が伝達された。そして、同年8月13日に東京市10名、隣接町18名(1町につき1人任命)の計28名が家計調査員に任命された⁴⁰⁾。東京市及隣接町は全体で400世帯を担当することになっていたので、調査員1人当たり14世帯程度を担当する計算になる。このようにして家計調査の実施体制は整えられていったのである⁴¹⁾。

(2) 家計簿記入の応募状況

それでは家計簿記入の応募者はどのような状況であっただろうか。応募状況をまとめたのが、表2である。公報では、「募集条件の厳格なるにも不拘、^{かかわらず}斯る予想外の多数の応募者を得た」(ルビ、読点は引用者)としている。「募集条件の厳格」さに反して、表2の応募倍率(b/a)

表2 家計簿記入応募者状況 (1931年)

単位：世帯数

	募集数 (a)	応募数 (b)	募集条件 該当数 (c)	応募倍率 (b/a)	条件該当 率(c/b) (%)
給料生活者	97	227	180	2.3	79.3
(官公吏)	28	135	104	4.8	77.0
(銀行会社員)	56	65	60	1.2	92.3
(教職員)	13	27	16	2.1	59.3
工場労働者	125	197	187	1.6	94.9
交通労働者	28	44	37	1.6	84.1
総数	250	468	404	1.9	86.3

(出典)『東京市公報』1931年7月30日付、108頁より作成。

資料2 家計簿記入者に対する
記念品伝達式の様子



(出典)『東京市公報』1936年12月1日付、2399頁より転載(国立国会図書館所蔵)。

37) 『警視庁東京府公報』号外、1931年7月24日付。

38) 家計調査員について、氏名、生年月日、現住所、職名又は職業、略歴、学歴、担当世帯予定数を、市町村から東京府へ提出する際の様式が掲載されている。

39) 調査世帯の番号、家計簿記入者の住所・氏名、勤務先及職業、世帯主一箇月勤労所得、世帯の月収総額、世帯員、家計提出月日を提出する必要があった。

40) 『警視庁東京府公報』第720号、1931年8月13日付。なお、同史料には氏名と町名のみが記載され、家計調査員に関するその他の情報は公表されていない。

41) 調査期間中に家計調査員を解任することもあった。1931年度調査では、6名が調査期間中に解任している。なお、解任の告示とともに、新たな家計調査員が任命されるかたちになっていたので、離任者が後任を指名するかたちをとっていたのであろう。

に示されているように、募集数の2倍前後の応募者があったのはなぜだろうか。その要因として、家計簿記入者に対する優遇措置が挙げられる。

それは、東京市からは毎月の記入完了者に対し月額1円の記入手当金⁴²⁾、さらに家計簿記入1ヶ年完了者に対しては、内閣から「記念品及感謝状」が贈呈されるというものであった⁴³⁾(資料2)。このように金額としては僅かだが、家計調査が対象とした都市の低中所得者世帯にとっては貴重な収入機会として捉えられ、家計簿記入の応募へと駆り立てられていったのである。

また職業別の応募状況について、公報が言及しているのは銀行員についてであり、「銀行員応募者の稀であったのは世帯の収入関係に起因した影響ではあるまいか⁴⁴⁾」と述べている。ここからは先述の世帯収入条件(2)～(4)のうち、いずれに該当したかは不明である。また、応募倍率で最も高いのは官公吏となっている。これは設定されている募集数の少なさに起因しているともいえるが、応募者数も最も多くなっていることから、調査実施主体である東京市や隣接町で働く官公吏に対して、身近に確保できる調査対象として応募を強く奨励したのである。

以上みてきたように、応募者総数は468世帯あったわけだが、その中から家計簿記入者世帯の選定に際して、制度としては東京府知事が東京市担当世帯数250世帯を選択して、内閣統計局長に推薦し、記入世帯を決定するという手続きをとったとされている。しかし実際には、東京市統計課が採用判断を行い、それを府に上達するという方法をとっていたものと思われる。

(3) 家計簿記入中止事由と記入経験者の優先

続いて、家計調査実施過程において、記入を中止した世帯に関してみてみよう。1年間に家計簿記入を中止した世帯数は21世帯あり(全体の8.4%)、給料生活者8世帯、工場労働者11世帯、交通労働者2世帯となっていた⁴⁵⁾。公報では世帯が家計簿を停止した月が公表されているが、いずれの月も2～3世帯程度で、月による変動によって記入中止世帯が生じているわけではなかった。

42) 1935年からは東京市では月額16円の慰労奨励金が出ることになり、新聞では「一家の家計簿をつけて家計の節約をしつつ慰労金を貰えるのは主婦にとってこんなうまい話はあるまい」と報じている(「家計調査に慰労金」『東京日日新聞』1935年6月12日付)。

43) 『東京市公報』1932年6月23日付、1223頁。内閣からの記念品は、毎年「菓子器1組宛^{ママ}」だった(『東京市公報』1935年1月26日付、133頁)。また、1935年から、1933年度(1933年9月～1934年8月記帳)に対して、記念品伝達式を挙行するようになった。式の様子について公報は、「出頭者の大部分が子供連れであるのは毎年の事ながら他の斯様な式に見られぬ家計調査風景であった」という(同上)。資料2には、赤子を抱えた着物姿の女性と洋服を着た子供が写っている。

44) 『東京市公報』1931年7月30日付、1401頁。

45) 『東京市公報』1932年6月23日付、1222 1223頁。1932年度の家計簿記入者募集の際に、参考として1931年の家計簿記入状況が公表されている(「1932年5月末現在」とある)。

表3 職業別家計簿記入中止事由 (1931年度)

単位：世帯数

事 由	総 数		給料生活者			労働者	
	世帯数	割合 (%)	官公吏	銀行	教職員	工場	交通
1. 本調査施行地域外への移転	6	28.6	2	1	0	2	1
2. 施行規則第2条の選択要件欠陥	4	19.0	0	1	2	1	0
3. 記入者及家族病気	4	19.0	0	0	0	4	0
4. 施行地域内の他府県移転	3	14.3	1	0	0	1	1
5. 失業	3	14.3	0	0	1	2	0
6. 記入者の長期海外出張	1	4.8	0	0	0	1	0
合 計	21	100.0	3	2	3	11	2

(出典) 『東京市公報』1932年6月23日付, 1223頁より作成。

記入中止の要因について職業別にまとめたのが、表3である。この中で多いのは、「1. 調査施行外地域移転」6世帯、「2. 施行規則第2条ノ選択要件欠陥」と「3. 記入者及家族病気」がそれぞれ4世帯、「4. 本市外ノ調査施行地域へ移転」と「5. 失業」がそれぞれ3世帯となっている。つまり、世帯の移動が9世帯と最も多くなっている。施行規則第2条とは、資料1で示した調査対象世帯の条件を指し、具体的な該当条件は不明だが、調査期間中に世帯条件に変更が生じたということになる。とはいえ、全体でも1割にも満たない世帯の脱落であるので、東京市も「中止者の数は極めて少数にして曾て実施されたる此種調査に於て類例を見ざる好成績」と調査実施状況を高く評価している。

この点に関して、調査全体との比較を試みてみよう。1931年度の『家計調査報告』に利用されたのは1,517世帯であり、家計簿記入中止は239世帯であった。このうち、中止事由の多い順にあげると、「失業又は退社」47世帯、「地域外移動」45世帯、「世帯主又は家族の病気又は死亡」33世帯、「収入不相応の家賃」に該当して中止となった世帯が30世帯であった。したがって、全国的にみても家計簿記入中止事由として、世帯の地域移動と失業が多かった。

1933年度(第3回目)の調査に関しても、家計簿記入中止事由が公表されている(表4)。一見して、1931年度(第1回目)よりも33年度調査の記入中止事由の項目が細分化され、要因が個別に判明することがわかる⁴⁶⁾。なお、1931年度のデータは東京市内の世帯に関するものであったが、1933年度は東京市だけではなく、隣接町も含むものとなっている。

総数で見たとき、記入中止事由で最も多いのは、「1. 記入者病気」8世帯(17.8%)である。次いで「2. 家族病気」6世帯(13.3%)、「3. 調査地域外への移転」6世帯(同)が挙げられている。まとめると、世帯構成や世帯員の変化(事由番号1, 2, 5, 8, 9, 10, 11)25世帯、世帯の経済状況に関わる変化(番号4, 6, 7, 12)12世帯、移動(番号3, 13)7世帯となっている。31年調査と33年調査の記入中止事由は割合でみたとき、大きな差はない。

46) 表3・表4の中止事由番号は該当世帯が多い順に筆者が振ったもので、両者は一致していない。

表4 職業別家計簿記入中止事由 (1933年度)

単位：世帯数

事 由	総 数		給料生 活者	労働者	
	世帯数	割合(%)		工場	交通
1. 記入者病気	8	17.8	2	5	1
2. 家族病気	6	13.3	3	2	1
3. 本調査施行地域外への移転	6	13.3	3	2	1
4. 営業開始	5	11.1	2	3	0
5. 賄付同居人を置く	5	11.1	3	2	0
6. 退職	3	6.7	0	3	0
7. 収入額規定制限超過	3	6.7	0	2	1
8. 記入者死亡	3	6.7	1	1	1
9. 家族死亡	1	2.2	0	0	1
10. 単独世帯	1	2.2	0	1	0
11. 女中雇入	1	2.2	0	1	0
12. 自家用家屋取得	1	2.2	0	1	0
13. 施行地域内の他府県移転	1	2.2	0	1	0
14. 火災	1	2.2	1	0	0
合 計	45	100.0	15	24	6

(出典) 『東京市公報』1935年1月26日付, 134頁より作成。

公報でも、「何れも其の中止理由は法令上記入者としての資格を喪失したもののみであり且、^{ママ}至って少数の中止で済んだことは邦家のため喜ばしい次第」としている。

では、調査世帯を応募・選定という方法をとっていたにも関わらず、おおむね安定した調査実施が可能となっていた要因は何であろうか。これに関して、大阪市の『家計調査報告』の中に「記入者の人選」に関する指示項目として「成るべく前回調査の際の経験者を物色募集すること」⁴⁷⁾ (原文カナ) という項目がある点に注目したい。大阪市の報告書は1931年度に関してのもので、30年代調査では初回にあたるため、ここでいう前回とは26年度調査を指しているものと考えられるが、この点は30年代調査を通じて踏襲されていったのであろうか。これに関わる報告が『東京市公報』の中に見出される。それを表5にまとめた。

これは1935年度の家計簿記入者応募を公告する際に、「現在 (1934年度調査をさす - 引用者) 記入者の中の家計簿記入者で、さらに継続して家計簿の記入を希望して居る世帯は、どの位あるか」⁴⁸⁾ という「継続応募者」を示したデータである。例えば表中の1931年とあるのは、1934年度調査で家計簿を記入している世帯の中で、1931年度から継続して家計簿を記入している世帯数を意味する。したがって、1934年度調査において、過去年度から記入している世帯は (a) ~ (c) であり、1935年度調査に対しては34年度調査から参加した (d) も含んだ累積世帯 (e)

47) 大阪市社会部労働課編 『大阪市第一次家計調査報告』社会部報告第165号, 1933年, 4頁。

48) 『東京市公報』1935年7月18日付, 1398頁。以下、「継続応募者」に関する引用については特に断りがない限り、同史料を利用した。

表5 家計簿記入応募者における継続応募者数と35年度調査の応募状況

単位：世帯数

職業分類	記入開始年度				累積 (e) [a+b+c+d]	1935年			過去年度者集中度 (e)/(f) %	純応募倍率 (h)/(f)	
	1931年 (a)	1932年 (b)	1933年 (c)	1934年 (d)		募集者 (f)	応募者 (g)	純応募者 (h)[g-e]			
給料生活者	官公吏	8	4	12	10	34	45	251	217	75.6	4.8
	銀行員	5	6	29	24	64	90	205	141	71.1	1.6
	教職員	2	3	3	10	18	20	44	26	90.0	1.3
工場労働者	第一類	2	2	2	6	12	16	30	18	75.0	1.1
	第二類	10	7	19	25	61	84	145	84	72.6	1.0
	第三類	4	0	3	4	11	18	21	10	61.1	0.6
	第四類	8	1	12	6	27	39	89	62	69.2	1.6
	第五類	0	1	3	1	5	8	14	9	62.5	1.1
	第六類	3	2	13	6	24	35	44	20	68.6	0.6
交通労働者	運輸業	4	1	12	12	29	40	65	36	72.5	0.9
	通信業	3	1	0	0	4	5	10	6	80.0	1.2
分類シ得ザル者	0	0	0	0	0	0	4	4			
総数	49	28	108	104	289	400	922	633	72.3	1.6	

(出典) 『東京市公報』1935年7月18日付、1397-1398頁より作成。

(注1) 工場労働者の分類は出典によれば、下記のとおりである。

(注2) 「第一類」は「窯業、土石加工業、化学工業」。

(注3) 「第二類」は「金属工業、機械器具製造業、造船業、運搬用具製造業、精巧工業」。

(注4) 「第三類」は「紡績工業、被服身装品製造業」

(注5) 「第四類」は「紙工業、印刷業」

(注6) 「第五類」は「飲食品製造業」

(注7) 「第六類」は「その他の工業」

が調査に参加を希望していることを表している。また表5には35年度調査の募集者 (f) と応募者数 (g) を示したが、応募者数 (g) の中には、「継続記入応募申込者をも含む」とある (すなわち (e) のこと)。したがって、(g) に含まれる (e) を除して、35年度調査における純応募者数 (h) を求めた。そして、35年度調査の募集者 (f) に対する累積世帯数 (e) の占める割合を「過去年度者集中度」、募集者 (f) に対する純応募者 (h) の占める割合を「純応募倍率」とし、それらを算出した。

まず、「過去年度者集中度」をみると、工場労働者中の「第三類」61%から教職員90%と多少のバラつきを見せるが、全体で70%前後となっており、過去年度者だけで募集者の過半数を超えている点は注目すべきである。公報はこのデータを示しながら、「之等の応募者中より、調査指定数400名が、内閣に於て選定され」として、調査対象者の選定方法に関する制度的な説明を繰り返しているだけである。しかしながら、これらのデータの存在は、特定の年次における調査世帯選定において、記入経験者が記入継続の意向を示すならば優先的に選出していた事実を示しているといえよう。

次に、「純応募倍率」では、職業ごとのバラつきが極めて大きい。官公吏のように募集者数の5倍近くの申込みがある職業層がある一方で、工場労働者や交通労働者の一部の分野では募集者数を割り込んでしまっているところがある。また、労働者全体で見ても、その多くが応募

者の1倍をわずかに超える程度となっている。

このような「継続応募者」の優先は、調査の予算制約のもとで世帯選定にかかるコストを抑えることや調査世帯の安定確保を意図した、家計調査員や行政（東京市や隣接町）の意向を反映したものだと考えられる。また30年代調査の結果は、今日、集計値としてのみ利用が可能であるが⁴⁹⁾、その中に相当数、同一世帯の経年的な家計データ（いわゆるパネルデータ）を含んでいたことは、30年代調査のデータを利用する際に意識されるべきであろう。

なお、「過去年度者集中度」と「純応募倍率」の関係性は、統計的には確認されなかった⁵⁰⁾。東京市に関して、「過去年度者集中度」と「純応募倍率」のデータが得られるのは、35年度調査に関してのみである。ただし、31年度調査（表2）の応募倍率（初回調査であるため、これ自体「純応募倍率」）と35年度調査の「純応募倍率」で労働者の応募倍率が低下傾向にあることを踏まえると、調査担当者たちとしては、調査世帯の確保が次第に困難になる中で、過去年度記入者を優先的に確保しようという意識が働いたといった推測も十分に成り立つであろう。

以上みてきたように、30年代調査では調査対象世帯において多くの条件を課しており、調査期間中に1割程度の記入中止世帯が生じていた。記入中止世帯に関する家計費データは公表されておらず（中止世帯の家計実態は不明）、中止事由に関する報告があるのみだが、その主たる要因は世帯が調査地域外へ移動することや世帯内の変動によるものであった。そして調査を継続していく中で、世帯選定において記入経験者世帯を優先するようになっていったのである。

(4) 家計簿記入による家計への影響

繰り返して述べてきたように、30年代調査の調査対象世帯の条件設定は厳しく、その調査の実施は家計実態を把握する側面をもちながら、家計行動を制約する側面も有していたといえよう。この点は当時も強く意識されており、1934年には、家計簿記入による家計への影響に関するアンケート調査を実施し、その結果を公表している⁵¹⁾。

まず、「家計簿の記入が世帯に及ぼした影響」については、回答数297世帯の内、「影響有りとするもの」が251世帯（84.5%）、「従前より自家用家計簿記入のため特に影響なし」が22世帯（7.4%）、「単に影響なし」が24世帯（8.1%）と、そのほとんどが影響有りと答えている。さらに、その影響の中身を、「直接物質的方面に好影響があったもの」、「精神的と見らるる方面に好影響があったもの」、「単に「好影響有り」と回答せるもの」と、3つに分類

49) 30年代調査は内閣統計局によって取りまとめられたが、調査実施都市において独自に再集計したのも存在する。たとえば東京市は30年代調査のうち、1932年度と37年度に関して再集計結果について報告書を出している（東京市社会局『東京市勤労階級家計調査』昭和7年度版、昭和12年度版）。

50) 相関係数は0.22674（0.69842）であり（括弧は t 値）、 t 検定（両側、有意水準5%）で棄却されなかった。

51) 『東京市公報』1934年6月19日付。

表6 家計簿記入による家計への影響

	総数		給料生活者		工場労働者		交通労働者	
	回答	割合(%)	回答	割合(%)	回答	割合(%)	回答	割合(%)
【 直接物質的方面に好影響があったもの】								
1. 無駄遣いが無くなった	81	40.3	32	43.8	37	35.6	12	50.0
2. 毎月予算が実行される	39	19.4	25	34.2	11	10.6	3	12.5
3. 節約すべき点が判然とわかった	30	14.9	4	5.5	21	20.2	5	20.8
4. 買い物上手になった	15	7.5	4	5.5	11	10.6	0	0.0
5. 経済的に恵まれて来た	15	7.5	1	1.4	12	11.5	2	8.3
6. 貯蓄が出来た	9	4.5	2	2.7	5	4.8	2	8.3
7. 現金主義になった	4	2.0	2	2.7	2	1.9	0	0.0
8. 子供の小遣が減少した	3	1.5	1	1.4	2	1.9	0	0.0
9. 数量を胡麻化されなくなった	3	1.5	1	1.4	2	1.9	0	0.0
10. 掛買支払の時、争がなくなった	2	1.0	1	1.4	1	1.0	0	0.0
	201	100.0	73	100.0	104	100.0	24	100.0
【 精神的と見らるる方面に好影響があったもの】								
11. 経済観念が増大した	16	15.0	5	15.2	10	16.1	1	8.3
12. 家庭が円満になった	15	14.0	2	6.1	10	16.1	3	25.0
13. 家中の秩序が保たれた	14	13.1	5	15.2	8	12.9	1	8.3
14. 生活に対して安心を得た	12	11.2	3	9.1	7	11.3	2	16.7
15. 精神が緊張し修養となる	12	11.2	4	12.1	8	12.9	0	0.0
16. 主人の外出先の支出が明らかになった	10	9.3	4	12.1	6	9.7	0	0.0
17. 支出に対する反省資料を得た	7	6.5	3	9.1	3	4.8	1	8.3
18. 男の気付かぬ細かい支出のあるを知った	6	5.6	2	6.1	4	6.5	0	0.0
19. 子弟の教育上好影響がある	5	4.7	2	6.1	2	3.2	1	8.3
20. 生活が向上した	5	4.7	2	6.1	3	4.8	0	0.0
21. 節約心が起きた	3	2.8	0	0.0	0	0.0	3	25.0
22. 食物消費に対する知識を得た	2	1.9	1	3.0	1	1.6	0	0.0
	107	100.0	33	100.0	62	100.0	12	100.0
【 単に「好影響有り」と回答せるもの】	6		2		4		0	

(出典) 『東京市公報』1934年6月19日付、1147 1148頁より作成。

している。

このアンケートの結果をまとめたのが、表6である。公報は、「之は照会に際し特に忌憚なき自由なる意思と字句より成る回答を希望したため原文に現れたる字句を尊重し最も近い種類の回答を集計した」とし、あたかも自由回答させたかのように述べている。しかしながら、続いて公報はアンケート結果に対し「記入者は何れも得難き効果と体験とを収めた……一日に僅か就寝前5分間の努力に依って不識^{しらすしらす}の間に叙上の如く物質的にも精神的にも貴重な成果を齎すものは実に家計簿の忠実なる記入である……特に新婚間もなき家庭の人々には、やがて恵まれる愛児のためにも、社会への第一歩に於て家計簿記入の良習慣をつけられることを忠より寄贈せざるを得ない」といっていることや、いずれも「好影響」にのみ焦点を当てた回答結果となっていることから、家計意識の実態を把握するという意図ではなく、アンケート調査を実施することで家計調査(特に家計簿記入)の意義を調査世帯に自覚させるという教育的、啓蒙的意図を有していたといえる。

以下、アンケートがもつ偏りに留意しながら、その結果を見ていこう。では、「1. 無駄

遣いが無くなった」（質問項目の番号は筆者が便宜的に振った）という回答がいずれの職業層でも最も多い。公報は「家計簿に毎日の残金を記入することになってゐる」ことの影響が大きいためだとみている。そして、「2. 毎月予算が実行される」、「3. 節約すべき点が判然とわかった」と収支に関わる回答が続き、この3点でおよそ7～8割を占める。

次いで「4」や「5」は公報でも「抽象的回答」であると断りを入れながら、公報は（「4」に関連して）「買い物に対して注意深くなり……主人に褒められる様になり一家は春の海のように平和となる」、「5」 「家計簿の効用はかくして遂に理想の域に到達した訳である」といったかたちで評価し、ここでも世帯の回答ではなく自己の見解を示している部分が見受けられる。

家計行動の観点から注目されるのは、「7」や「10」といった点である。これらは給料生活者と工場労働者の回答に表れており、交通労働者の回答にはまったくない。この職業差の要因は現時点では不明であり、その解明は今後の課題である。さて公報は、「掛買が如何に不経済であるか……家計簿の記入方法が掛買の場合には現金買の場合に比し複雑なので記入の煩瑣を省くため現金買をしていたらそれが習慣となり……これは家計簿の記入が思はぬ方面に手柄を表したものでその家庭にとって家計簿は永久に感謝的とならう」という、現金主義の優位性を説いている。昭和恐慌による金融的混乱を経験したばかりであり、掛買におけるデフォルトのリスクからみて、現金主義的行動を奨励する見解も当時の時代状況としては理解できよう。

次に では、総数で「11. 経済観念が増大した」が多くなっているが、精神への影響は職業ごとに差異を見せている。工場労働者と交通労働者では「11」と合わせて、「12. 家庭が円満になった」ことを挙げている。公報は家計簿記入によって「主人に外出先の支出を聞き質す事が出来る……主婦も常に外出先での使途があきらかにされてゐるので、夫婦の秘密がなくなつて一家は極めて平和円満になる」という論理を展開している。実際、これに呼応するように、「16」、「18」も挙げられている。

さらに史料の末尾には回答の抜粋が掲載されている。給料生活者の分では「主人の外出先の支出をハッキリ聞く事が出来」たという回答や、工場労働者の分では「主人の不明なる小遣いが減り多少主人の行動を束縛する」ことが出来るようになった、「主人の放漫な生活が除かれた」、「主人が無益の交際をしなくなった」といった回答がみられる。

このアンケート結果の1年後の1935年に、「家庭に対する記入後の影響」についての報告があるが⁵²⁾、その中では「冗費節約、予算実行の可能、節約点の判明、経済観念の増大、家庭円満、家庭内秩序の確立」と前年度のアンケート結果をまとめている。さらに、応募者の中には「国の母が本市居住の新婚の娘に新聞の切り抜きを添付して応募申し込みを勧誘して来た」というエピソードが紹介されている。公報が「新婚間もなき家庭」と述べていたように、30年代調査の対象が都市における雇用者のうち、若年世代に偏っていたことを端的に示すものである。

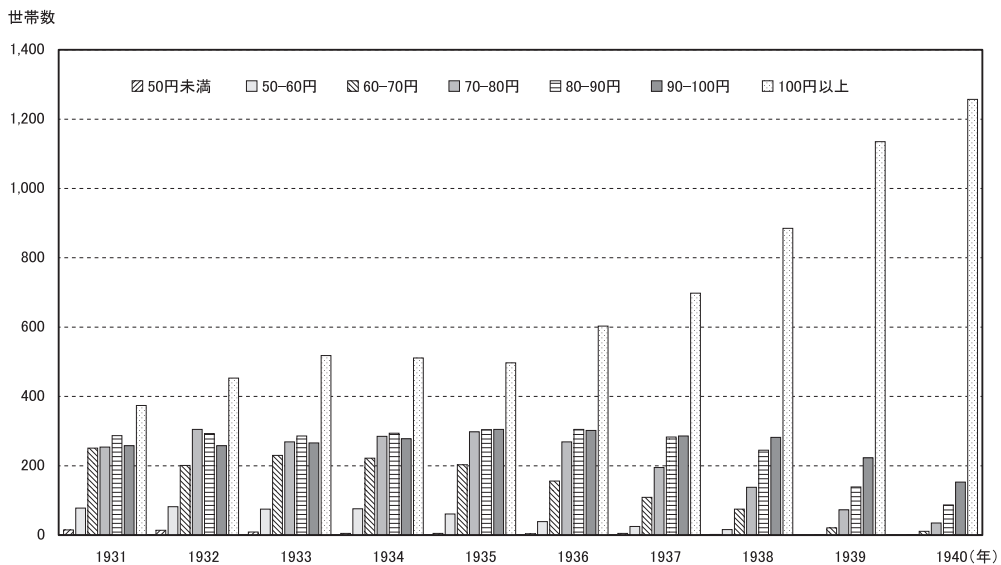
52) 『東京市公報』1935年6月4日付、1072頁。

以上の内容は、市の意向を強く反映させるかたちで実施したアンケート結果となっていたが、家計簿記入が家計支出行動だけでなく、夫婦間や親子間といった家族関係にまで影響を与えていた点は重要である。

3. 30年代調査の結果

調査実施を経た、30年代調査の結果はどのようなものであっただろうか。もちろん、この小論において10年間に及ぶ30年代調査の全貌を述べることは困難であるから、ここでは調査世帯の分布の推移を中心に検討したい。図1に30年代調査における所得階層別世帯数の推移を示した。30年代調査で得られた世帯総数は平均1,618世帯であり⁵³⁾、調査全体で募集総数2,000世帯のうち、毎年2割程度が調査から脱落する結果となっていた⁵⁴⁾。

図1からは、世帯の分布が次第に所得階層の上方へ偏っていったことがわかる。この点は、加瀬(2015b)でも指摘していることだが、ここではその推移を詳細にみてみよう。全体の推移は、1936年度ごろまでは比較的安定している。しかしながら、その中でも月収50円未満層は



(出典) 内閣統計局『家計調査報告』各年度版より作成。

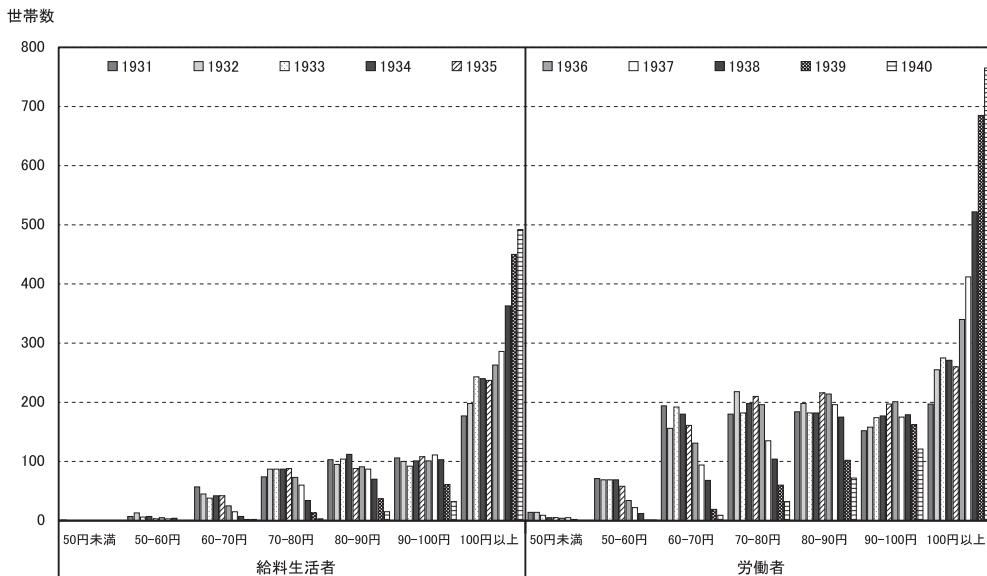
図1 30年代調査における所得階層別世帯数の推移

53) 調査結果の総世帯数(標本数)は1931年度1,517世帯、32年度1,606世帯、33年度1,653世帯、34年度1,671世帯、35年度1,673世帯、36年度1,678世帯、37年度1,601世帯、38年度1,643世帯、39年度1,592世帯、40年度1,544世帯であった。

54) 既にみたように、中止事由に該当して家計簿記入中止となった世帯は1割程度だったが、集計段階でさらに1割程度が内容不適合として除外されていた。

31年度時点で総数15世帯あったのが、36年度には4世帯へと激減、38年度の2世帯を最後として、39年度・40年度調査には表れていない。それに対して増加が著しかったのは、30年代調査では参考として調査対象として組み込まれた、月収100円以上層である。実は、この階層は1931年度で374世帯とすでに最も多くの世帯数となっていた階層であった（調査全体に占める割合24.7%）。そして、1936年度は603世帯（35.9%）、公表されている調査の最終年度にあたる1940年度では1,257世帯（81.4%）とそのほとんどを占めるにいたったのである。

このような調査世帯の推移は、給料生活者と労働者の2つの区分で見たとき、後者のほうが前者よりも急激に進行したことがわかる（図2）。100円以上層の増加率を求めると（1931年度-36年度、36年度-40年度）、給料生活者は48.6%、87.1%だが、労働者は72.5%、125%となっており、いずれの時点間においても労働者の増加率は給料生活者のそれを凌駕している。この点について、筆者も参加した共同研究においては「次第に雇用関係の安定した者（給与生活者の中の高学歴者、労働者中の熟練工・技能工、成長を続けた軍需工業の労働者）に調査対象がシフトした」⁵⁵⁾と理解していたが、本稿で検討した内容を踏まえると、「過去年度者集中度」が増加する中で、家計の所得が上方に推移していることの意味は、記入経験者の名目的な所得上昇を示すといえる。そのことを裏返せば、記入経験者に対しては、本来世帯選定条件によって排除されるはずの所得の変動を許容していたということになり、記入経験者を優先すればするほど、世帯選定条件のスクリーニング機能は低下していったのである。



(出典) 図1に同じ。

図2 所得階層別世帯数の分布（給料生活者・労働者別）

55) 加瀬 (2015b), 5頁。

30年代調査は調査世帯が次第に名目的な所得上昇を見せる中で、調査対象を上方修正しなかったわけだが、この点について当時の日本社会における所得分布を踏まえて検討したい。近代日本の所得分布全体を明らかにした研究は未だ存在しないが、代表的なものとして南（1996）・同（2000）と谷沢（2004）を挙げることができる。中でも南の研究は戸数割税の史料を用いて検討しており、低中所得者を十分に捕捉している。南が明らかにしている所得分布は日本のいくつかの市町村に関してだが、その中で横須賀や熊本のデータをみると、世帯の最頻値は月収100円階層ないし300円階層となっている⁵⁶⁾。そして、南（1996）の巻末に掲げられている1930年代末（1937年が中心）における全国136市町村の平均所得額において、平均所得が100～200円層に含まれるものは30町村（22.1%）であり、その多くが農村であるにしても、1930年代の日本では月収100～200円階層やさらに下層の所得世帯が相当数存在していたことを示唆するものである。もちろん、そのことが30年代調査の調査条件を変更しなかったことの妥当性を担保するものではない。しかしながら、調査世帯が100円以上階層へと集中を見せていったのが1930年代後半であったことを鑑みると、30年代調査は当時の日本社会の経済状況を踏まえて30年代半ばまでは安定的な調査結果を得られていたが、1930年代後半の急速な経済変化には対応できなかったと位置づけられよう。

おわりに

30年代調査は、戦前日本において唯一経年的かつ大規模に実施された家計調査として知られているが、一方で十分な資料的な検討を経ずに研究上、利用されてきた。26年度調査が社会政策実施のための参考資料として作成されたのに対し、30年代調査は米穀法運用の基礎資料という経済政策における実践的な目的が与えられており、予算や調査世帯の安定的確保の困難といった制約を受けたために、調査の簡易性や継続性が重視された。それゆえ調査対象世帯を種々の条件によって限定し、家計簿記入の経験がある世帯（過去年度者）を優先する方向へと向かっていった。また、家計簿記入はしばしば生活難に直面する都市家計のうち、特に若年世帯に対する家計運営の教育的・啓蒙的意図をもって実施されていた。

30年代調査は1930年代半ばまでは比較的安定した結果を得ていたといえるが、1937年の日中戦争の開始とその後の戦時体制への移行の中で調査制度の変更を伴わなかったために、調査結果はそれまでとは大きく変容し、特定の所得階層への偏りを生じさせてしまっていた。1940年代に入っても家計調査は実施されていたが、調査結果は一部しか公表されず⁵⁷⁾、調査実施主体

56) 南（1996）、26 27頁、図2-1参照。所得階層の上限は5,000円であり（所得5,000円を超える階層は省略したとある）、100円層は南が設定した所得階層の下限である。図示はしないが、いずれも最下層かその隣接する層に堆積するという、著しく右に歪んだ分布をしている。

57) 戦時下の家計調査としては、本稿の注1で言及した、内閣統計局編『戦時下家計調査結果表 給料

である東京市の史料からも調査を実施していたことは、ほとんど確認できなくなる⁵⁸⁾。そのことは1939年以降、日本では恒常的な食糧難に陥り、政府が米市場を通じた価格・数量調整を実施する30年代の米穀統制手法そのものが困難となったこと⁵⁹⁾、さらにその基礎資料という性格をもった30年代の家計調査の役割の終焉を意味しているといえよう。

はじめに述べたように30年代調査については、典型調査という定義が与えられていたが、本稿の検討を踏まえ、その意義と限界を最後に述べたい。統計調査法および統計学において典型調査の意義を明確に論じたのは、佐藤博であった。佐藤(1957)は、典型調査は「大量観察代用法のひとつ」(239頁)であり、「社会調査のうちの量的調査法のひとつである統計調査法のひとつとして位置付けられる」(242頁)とし、「典型」とは「社会現象における本質的なもの、必然性を担うものであり、社会現象の歴史的過程において法則性を暗示する」(244頁)のものであり、その認識は「社会科学の方法において、論理的なものと歴史的なものとを統一する媒介物である」(同)と論じている。なお、佐藤の議論では、典型調査の具体例は挙げられていない。このような佐藤の理論的枠組みからみれば、30年代調査を典型調査として位置付けるにはあまりに不十分である。本稿でみてきたように、30年代調査の調査設計は実践的かつ便宜的なものであり、特定の社会科学理論を応用したものではなかった⁶⁰⁾。しかしながら、30年代調査

生活者及労働者：抜粋。内閣統計局，1944年（1941年10月分，結果表）が存在する。例言によれば，調査目的は「戦時下国民生活の確保を目途とする諸般の国策企画の基礎資料を得るため」としている。調査対象世帯数は，給料生活者1,900世帯，労働者3,000世帯，農家2,000世帯，商家1,000世帯，未婚者160世帯の計8,060世帯と大幅に拡張されるが，結果に利用されたのは4,405世帯であったとある。ゆえに，調査対象者の45.2%（3,655世帯）が脱落していた。公表されているデータは，「収支及特殊研究表」，「貯蓄関係表」，「生活用品の消費量関係表」の3つであり，いずれも簡素な報告内容となっている。このように家計調査は戦時下における必要最低限の情報が公表されるにとどまった。一方で，「標準生活費」の算定や「適正賃銀」の決定の基礎資料を得るべく，厚生省による調査が実施されるようになった。すなわち，厚生省労働局編『労働者生活状態調査』（1940年度版，1941年度版）がそれであり，調査条件や調査項目において内閣統計局の家計調査を踏襲していることから，実質的に家計調査の継続版的役割を果たしたといえる。

58) 管見のかぎり、『東京市公報』における家計調査に関する最後の記事は，1937年6月10日付の家計調査記入者募集の記事である。また、『警視庁東京府公報』では，1940年1月26日付の記事で，家計調査員の任免の記事がみられる。この時期まで家計調査員がいたことから，家計調査が実施されていたことは確かであろう。

59) 米の配給統制は，1942年から開始された（米穀配給統制法）。加瀬（1995）を参照。

60) 30年代調査から時期は遡るが，1922年9月に東京府は「東京市及近接町村中等生計費調査」と「住宅調査」を行っている。後者の中で，「俸給生活者熟練職工及交通労働者等月収70円以上250円以下」を中等階級として調査を実施した根拠として，「『中等階級には官公吏の大部分，製造業者商売人の大部分，手工業者特殊職業者の大部分，自由職業者・会社社員・地代収入者及恩給生活者・農夫の大部分労働者の上流に属する等を包含す。』とウエルニツケ（Wernicke）の考案下せる如くその範囲広汎に渉れるにより」という認識が示されている。30年代調査においても，経済学や統計学の理論や認識が介在せず，技術的にのみ制度設計されたというわけではなかったであろう。

が特定の社会経済層の「大量観察代用法」を意図して設計されていたのは事実であり、30年代半ばまでは一定の成功をおさめていたといつてよい。そして、30年代調査が意味するところは、戦前日本においては、本稿が資料1として示した世帯条件に適合する世帯が相当数存在し、「過去年度者」に示される記入経験世帯はその条件を数年にわたって許容していた、ということである。30年代調査は、このような特定の条件下における世帯実態を把握したという意味で、典型調査の意義を有しているといえよう。その一方で、30年代調査は、所得階層変動に対応できなかったことに示されているように、自らが設定した「典型」の条件を社会変動に対応させられなかったという点で限界をもっていた。本稿では、調査事例として東京を中心に検討しており、他の都市 - 例えば広島・長崎のような工業都市 - では、調査実施過程と結果は東京と異なる様相を見せたと考えられる。他の調査対象都市の調査実態を踏まえることで30年代調査の史料批判の精度を高めていくことや、それに基づいた戦前日本の家計消費の実態を解明する作業を行うこと⁶¹⁾、家計調査と他の社会統計との関連の究明 (例えば生計費指数⁶²⁾)、といった点は今後の課題としたい。

参考文献

- 安藤政吉 (1944) 『国民生活費の研究』 麹町酒井書店。
- アンドルー・ゴードン (2012) 『日本労使関係史 1853-2010』 岩波書店。
- 家本秀太郎 (1941) 「家計調査よりみたる給料生活者及び労働者の生活様式」 『国民経済雑誌』 71 (4), 神戸大学経済経営学会。
- 大島朋剛 (2015) 「家計消費にみる酒類消費の変容 都市における酒の嗜好品化を切り口に」 加瀬和俊編 『戦間期日本の家計消費 世帯の対応とその限界』 東京大学社会科学研究所研究シリーズ, No. 57。
- 奥村忠雄・多田吉三 (1981) 「わが国における家計調査の歴史」 『家計調査の方法』 光生館。
- 大川一司・篠原三代平・梅村又次 (1967) 『長期経済統計 8 物価』 東洋経済新報社。
- 大豆生田稔 (1993) 『近代日本の食糧政策 対外依存米穀供給構造の変容』 ミネルヴァ書房。
- 加瀬和俊 (1995) 「太平洋戦争期食糧統制政策の一側面」 原朗編 『日本の戦時経済』 東京大学出版会。
- 加瀬和俊 (1997a) 「解説」 『戦前期失業統計集成 第1巻: 本の友社』。
- 加瀬和俊 (1997b) 「戦前日本の失業統計 『失業状況推定月報』の信憑性」 『社会科学研究』 48 (5), 東京大学社会科学研究所。
- 加瀬和俊 (2015a) 『戦間期日本の家計消費 世帯の対応とその限界』 東京大学社会科学研究所研究シリーズ, No. 57。
- 加瀬和俊 (2015b) 「家計消費統計の特性と消費費目の概観」 同編 『戦間期日本の家計消費 世帯の

61) 加瀬 (2015a) は30年代調査を中心に検討した研究が多く収録されている。拙稿 (2015) では、家計の住居費に関する分析の中で30年代調査を利用している。ただし、30年代調査の特質を踏まえた家計消費の実態分析や、30年代調査が篠原 (1967) と異なる動向を見せている点、個別事例との関係性 (拙稿2015では個人不動産経営者における不動産契約と家賃の動向を検討)、といった点については十分に検討できていない。

62) 三瀧 (1979), 久木元 (2007) は、30年代調査が朝日新聞社や内閣統計局による生計費指数算出の基礎資料として利用されたことを指摘している。

- 対応とその限界』東京大学社会科学研究所研究シリーズ, No. 57。
- 久木元真吾 (2007) 『日本における家計調査の展開』御船美智子・財団法人家計経済研究所編『家計研究へのアプローチ 家計調査の理論と方法』ミネルヴァ書房。
- 権田保之助 (1933) 『本邦家計調査』高野岩三郎編『本邦社会統計論』改造社。
- 齋藤邦明 (2012) 『戦時自作農創設維持事業と農民的土地投資 新潟の土地利用・慣行に着目して』『農業史研究』(46), 日本農業史学会。
- 齋藤邦明 (2015) 『都市家計の居住行動と生活水準 東京市を中心に』加瀬和俊編『戦間期日本の家計消費 世帯の対応とその限界』東京大学社会科学研究所研究シリーズ, No. 57。
- 佐藤正広 (2002) 『国勢調査と日本近代』(一橋大学経済研究叢書51) 岩波書店。
- 佐藤正広 (2015) 『国勢調査 日本社会の百年』(岩波現代全書61) 岩波書店。
- 佐藤博 (1957) 『典型調査の意義について』『経済学研究』(13), 北海道大学経済学会。
- 篠原三代平 (1958) 『わが国の消費・貯蓄構造とその変動形態』『消費函数』勁草書房。
- 篠原三代平 (1967) 『長期経済統計 6 個人消費支出』東洋経済新報社。
- 汐見三郎 (1920) 『生計調査を論ず (京都市小学校教員生計調査)』『経済論叢』11 (6), 京都大学経済学会。
- 汐見三郎 (1921) 『京都市小学校教員生計調査 (生計調査を論ず 続編)』『経済論叢』12 (1), 京都大学経済学会。
- 末富芳 (2012) 『貧乏帝大生はどれくらいいたか? 昭和初期学生生活調査における『苦学生2割5分説』の検証』『研究紀要』(83), 日本大学文理学部人文科学研究所。
- 総理府統計局 (1973) 『総理府統計局百年史資料集成 第1巻 総記 上 (太政官および内閣時代の一)』総理府統計局。
- 総理府統計局 (1983) 『総理府統計局百年史資料集成 第2巻 人口 中』総理府統計局。
- 総理府統計局 (1984) 『総理府統計局百年史資料集成 第3巻 経済 下』総理府統計局。
- 多田吉三 (1989) 『日本家計研究史』晃洋書房。
- 谷沢弘毅 (2004) 『近代日本の所得分布と家族経済 高格差社会の個人計量経済史学』(札幌学院大学選書) 日本図書センター。
- 谷沢弘毅 (2009) 『近代日本の日常生活の発見 家族経済とジェンダー・家業・地域社会の関係』学術出版会。
- 中川清 (1985) 『日本の都市下層』勁草書房。
- 中川清 (2000) 『日本都市の生活変動』勁草書房。
- 二谷智子 (2011) 『近代日本の家計における医療関連支出』『経済科学』58 (4), 名古屋大学大学院経済学研究科。
- 日本統計研究所 (1959) 『わが国統計調査の体系 家計調査の発達』日本統計研究所。
- 荷見安 (1937) 『米穀政策論』(日本農業全書3) 日本評論社。
- 荷見安記念事業会 (1967) 『荷見安伝』荷見安記念事業会。
- 三瀧信邦 (1979) 『生計費指数復権の試み』『筑波大学経済学論集』(4), 筑波大学。
- 南亮進 (1996) 『日本の経済発展と所得分布』(一橋大学経済研究叢書45) 岩波書店。
- 南亮進 (2000) 『日本における所得分布の長期的変化 再推計と結果』『東京経大会誌 経済学』(219), 東京経済大学経済学会。
- 藪内武司 (2009) 『生計問題と家計統計の系譜 事例調査 (ミクロ的視点) から統計的観察 (マクロ的観察) へ』杉森渥一・木村和範・金子治平・上藤一郎編『社会の変化と統計情報』(現代社会と統計1) 北海道大学出版会。
- 山田勇 (1949) 『計量経済学の基本問題』中文館。